

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月9日
【会社名】	株式会社タチエス
【英訳名】	TACHI-S CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中山太郎
【本店の所在の場所】	東京都昭島市松原町三丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長執行役員 野上義之
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市松原町三丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長執行役員 野上義之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当435,785,100円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	241,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年8月9日の取締役会決議によります。  
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	241,700株	435,785,100	
一般募集			
計(総発行株式)	241,700株	435,785,100	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,803		100株	平成30年8月28日		平成30年8月28日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われないこととなります。  
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社タチエス 本店	東京都昭島市松原町三丁目3番7号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 立川支店	東京都立川市曙町二丁目6番11号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
435,785,100		435,785,100

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額435,785,100円につきましては、平成30年8月28日以降、諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社銀行預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第6期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月29日 関東財務局長に提出

##### b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	割当予定先は当社の普通株式166,400株(発行済株式総数の0.46%)を保有しております。 当社は割当予定先の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の普通株式300株(発行済株式総数の0.00%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	資金借入取引があります。
技術または取引関係	信託銀行取引があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成30年8月9日現在のものです。  
なお、出資関係につきましては、平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

##### c 割当予定先の選定理由

当社は、当社取締役(社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下も同様です。)及び当社従業員(当社執行役員(取締役兼務者を除きます。)、VP(上級部長)及び部長、課長のうち一定の要件を満たす者。以下も同様です。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び従業員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社株式を用いた業績連動型株式報酬制度(取締役向けを「取締役向け株式報酬制度」といい、従業員向けを「従業員向け株式報酬制度」といい、合わせて「本制度」と総称します。)を導入し、本制度の運用に当たり信託を用いることといたしました。

本制度にかかるコンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として「取締役向け株式交付信託契約」及び「従業員向け株式交付信託契約」(以下合わせて「本信託契約」と総称し、また、各信託契約によって設定される信託を「取締役向け株式交付信託」、「従業員向け株式交付信託」といい、以下合わせて「本信託」と総称します。)を締結する予定であり、本信託契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)に設定される信託口を割当予定先として選定いたしました。

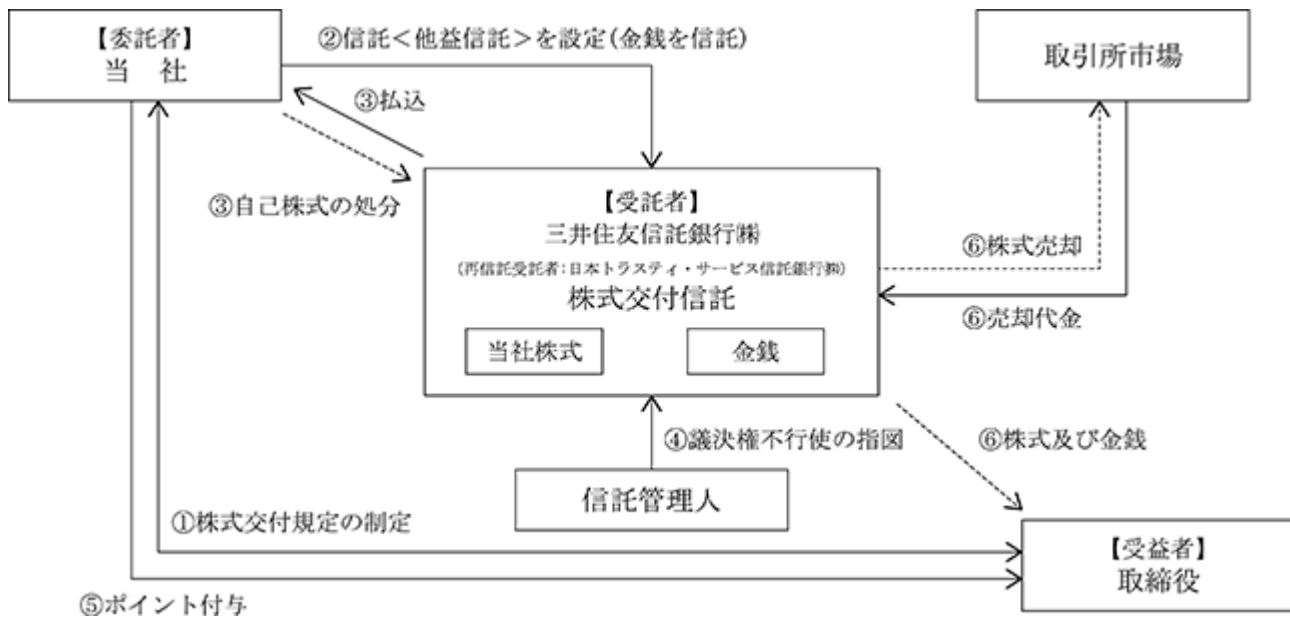
##### (a) 本制度の概要

本制度は、取締役及び従業員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び従業員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、当社が各取締役及び各従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役及び各従業員に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役及び従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時、従業員の退職時です。

## (b) 取締役向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は取締役を対象とする株式交付規定を制定します。

当社は取締役を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定(取締役向け株式交付信託)します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭(ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。)を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分による方法によります。)

信託期間を通じて株式交付規定の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。なお、信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規定に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。

株式交付規定及び取締役向け株式交付信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、取締役向け株式交付信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規定・取締役向け株式交付信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。

信託終了時における取締役向け株式交付信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、信託終了時における取締役向け株式交付信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規定及び取締役向け株式交付信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

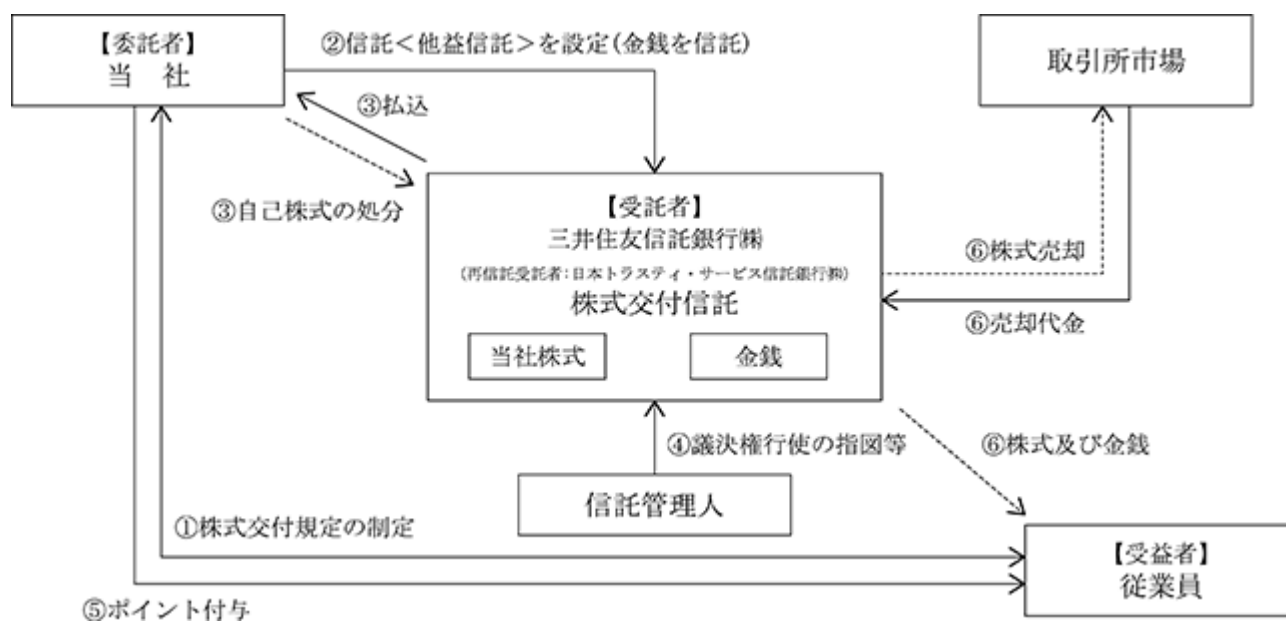
なお、取締役向け株式報酬制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

## (c) 取締役向け株式交付信託の概要

当社にて導入する「取締役向け株式報酬制度」にかかる信託

(1) 名称	取締役向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	信託内の当社株式については、議決権を行使いたしません
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
(8) 信託契約日	2018年8月28日
(9) 金銭を信託する日	2018年8月28日
(10) 信託の期間	2018年8月28日～2021年8月31日(予定)
(11) 信託の目的	株式交付規定に基づき当社株式を受益者へ交付すること

## (d) 従業員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は従業員を対象とする株式交付規定を制定します。

当社は従業員を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定(従業員向け株式交付信託)します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分による方法によります。)

信託期間を通じて株式交付規定の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。なお、信託内の当社株式については、信託管理人が議決権行使の指図等を行います。

株式交付規定に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。

株式交付規定及び従業員向け株式交付信託に係る信託契約に定める要件を満たした従業員は、従業員向け株式交付信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規定・従業員向け株式交付信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。

信託期間の満了時に、受益者に分配された後、従業員向け株式交付の信託財産内に当社株式または金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。

- ( ) 従業員向け株式交付信託契約の定めに従い、従業員向け株式報酬制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該当社株式等を移転させます。
- ( ) 上記( )の処理後、さらに従業員向け株式交付信託に当社株式が残存する場合は、受託者は信託管理人の指示に従って当社株式を売却します。
- ( ) 上記( )の売却代金を含む従業員向け株式交付信託内の一定の金銭を、残存ポイント及び信託終了時に付与されたポイントの比率に応じて従業員に対して分配します。

なお、従業員向け株式報酬制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

#### (e) 従業員向け株式交付信託の概要

当社にて導入する「従業員向け株式報酬制度」にかかる信託

(1) 名称	従業員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	信託内の当社株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
(8) 信託契約日	2018年8月28日
(9) 金銭を信託する日	2018年8月28日
(10) 信託の期間	2018年8月28日～2021年8月31日(予定)
(11) 信託の目的	株式交付規定に基づき当社株式を受益者へ交付すること

## d 割り当てようとする株式の数

取締役向け株式交付信託	47,600株
従業員向け株式交付信託	194,100株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))は、本信託契約に基づき、信託期間内において取締役及び従業員を対象とする各株式交付規定に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、本信託に対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約書(案)において確認しております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、取締役向け株式交付信託については議決権を行使しないこととし、従業員向け株式交付信託については、発行会社の株式の価値の向上を図り、受益者の利益を増大するよう自らの知見に基づき各議案についての賛否を決定します。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことの表明、並びに、将来にわたっても該当せずかつ行わないことの確約を、本信託契約において受ける予定です。

これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましても、割当予定先同様、特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せずかつ行わないことについて、本信託契約において確約を受ける予定です。

従って、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと考えております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。



### 3 【発行条件に関する事項】

#### a 処分価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成30年8月8日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における終値である1,803円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(平成30年7月9日～平成30年8月8日)の終値平均1,843円(円未満切捨て)からの乖離率-2.17%、直近3ヵ月間(平成30年5月9日～平成30年8月8日)の終値平均1,929円(円未満切捨て)からの乖離率-6.53%、あるいは直近6ヵ月間(平成30年2月9日～平成30年8月8日)の終値平均1,913円(円未満切捨て)からの乖離率-5.75%となっていることから、当社株式の最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております(乖離率はいずれも小数点第3位以下を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査役全員(4名、うち2名は社外監査役)が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規定に基づき、取締役向け株式報酬制度については、信託期間中の取締役の役位、構成推移及び業績目標の達成度等を勘案のうえ、また、従業員向け株式報酬制度については、信託期間中の従業員の役職、構成推移及び業績目標の達成度等を勘案のうえ、取締役及び従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成30年3月31日現在の発行済株式総数36,442,846株に対し、0.66%(平成30年3月31日現在の総議決権個数354,090個に対する割合0.68%。いずれも、小数点第3位以下を四捨五入)となります。

当社としては、本制度は当社取締役及び従業員の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁 目8番11号	1,918	5.42	2,159	6.06
トヨタ紡織株式会社	愛知県刈谷市豊田町一 丁目1番地	1,521	4.30	1,521	4.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁 目15番1号品川イン ターシティA棟)	1,107	3.13	1,107	3.11
齊藤 静	東京都武蔵野市	1,046	2.95	1,046	2.93
日本スタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁 目11番3号	958	2.71	958	2.69
河西工業株式会社	神奈川県高座郡寒川町 宮山3316	905	2.56	905	2.54
タチエス取引先持株会	東京都青梅市末広町一 丁目3番1号	845	2.39	845	2.37
JP MORGAN CHASE BANK 380621 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁 目15番1号品川イン ターシティA棟)	817	2.31	817	2.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁 目15番1号品川イン ターシティA棟)	751	2.12	751	2.11
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	750	2.12	750	2.10
計		10,620	29.99	10,862	30.47

(注) 1. 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準としております。

2. 上記のほか自己株式1,004,973株(平成30年3月31日現在)があり、当該割当後は763,273株となります。ただし、平成30年4月1日以降の単元未満株式の買い取り及び売り渡しによる変動数は含めておりません。

3. 「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)」が保有する2,159千株には、本自己株式処分により増加する241千株が含まれております。

4. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

5. 所有議決権数の割合は小数点第3位以下を四捨五入して表記しております。

6. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、平成30年3月31日現在の総議決権数(354,090個)に本自己株式処分により増加する議決権数(2,417個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月22日関東財務局長に提出。

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月9日関東財務局長に提出。

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月27日に関東財務局長に提出。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年8月9日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社タチエス 本店  
(東京都昭島市松原町三丁目3番7号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。